

水道料金のお支払いは、便利な「口座振替」をご利用ください

■ 口座振替とは

預金口座から水道料金を自動的にお支払いただく方法です。お留守の方や共働きのご家庭など、お支払のわずらわしさがありません。ぜひご利用ください。

■ 振替手続きは簡単です

最近お支払いただいた水道料金の領収書と印鑑をお持ちになり、取扱金融機関の窓口でお申し込みください。

納入通知書の裏面には「口座振替依頼書」が印刷されていますので、ご記入のうえ、金融機関または水道課へご提出いただくことでもお申し込みいただけます。

取 扱 金 融 機 関（下記の本店または各支店）

埼玉りそな銀行	埼玉縣信用金庫
U F J 銀行	中央労働金庫
三井住友銀行	埼玉中央農業協同組合
武蔵野銀行	りそな銀行
東和銀行	郵便局

□ 「」注意ください！

水道課では、浄水器や宅地内の水道管の洗浄などの販売・あっせんは行っていないです。

ご不審なことがありましたら、水道課までお問合せください。

□ 届出が必要です

水道を使い始めるとき、止めるときは3日前までにご連絡をお願いします。

● 使い始めるとき

電話にてご連絡ください。

● 水道の使用をやめるとき

- ① お客様番号
- ② 住所、氏名
- ③ 使用をやめる日
- ④ 連絡先

□ 水道料金のお支払が

コンビニでもできます

平成16年1月から料金のお支払が、お近くのコンビニでもできるようになりました。

問合せ

水道課料金係まで